

# 家庭的保育事業等の設備及び 運営の基準に関する条例(素案)

# 1. 家庭的保育事業者等の一般原則

| 内容  | 備考 |
|---|----|
| <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>                         |    |
| <p>家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> |    |
| <p>家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>                                       |    |
| <p>家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>                       |    |
| <p>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業は除く)は、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p>                    |    |
| <p>家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業は除く)の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> |    |

## 2. 家庭的保育事業等の共通事項

|    | 項目           | 内容  | 備考 |
|----|--------------|---|----|
| 1  | 連携施設         | ・連携施設を確保すること(居宅訪問型保育事業除く。経過措置あり。)。<br>連携内容 集団保育体験の機会の設定、保育内容に関する相談や助言、代替保育の提供、卒園後の受け皿               |    |
| 2  | 非常災害         | ・軽便消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置すること。<br>・非常災害に対する具体的計画を策定すること。<br>・避難及び消火に対する訓練を実施すること(少なくとも毎月一回)。 |    |
| 3  | 職員の一般的要件等    | ・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励み、必要な知識・技能の修得向上に努める。<br>・事業者等は、職員の研修の機会を確保する。                   |    |
| 4  | 職員の基準等       | ・他の社会福祉施設と併せて設置するときは、保育に直接従事する職員以外は、職員を兼ねさせることができる。   |    |
| 5  | 平等取扱原則       | ・利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分、費用負担の有無等で差別的取扱いをしてはならない。虐待及び懲戒に係る権限を濫用してはならない。                                   |    |
| 6  | 衛生管理等        | ・利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的管理に努めること。<br>・感染症、食中毒防止への措置、医療品の備えと管理を適正に行うこと。                            |    |
| 7  | 食事           | ・変化に富み、健全発育に必要な栄養素を含有し、身体的状況及び嗜好を考慮した献立であること。<br>・自園調理を原則とし、要件を満たすことにより、調理業務の全部委託や他施設からの搬入を可とする。    |    |
| 8  | 健康診断         | ・利用開始時の健康診断、定期健康診断等を実施すること。   |    |
| 9  | 運営規程の策定      | ・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない(運営方針、職員の職種・資格有無、連携施設、利用者負担金、利用定員等)                              |    |
| 10 | 帳簿、秘密保持、苦情対応 | ・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇状況を明らかにする帳簿を整備すること。<br>・業務上知り得た秘密を保持すること。<br>・苦情対応への必要な措置及び区の指導助言への必要な改善を行うこと。   |    |

### 3. 家庭的保育事業

| 項目 |            | 内容  | 備考 |
|----|------------|---|----|
| 1  | 設備<br>保育室等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を行う専用の部屋を設けること。<br/>乳幼児一人あたり3.3㎡以上。部屋自体は、9.9㎡以上必要。</li> <li>・新耐震基準に基づく建物であること。</li> </ul> |    |
|    | 屋外<br>遊戯室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可)があること。<br/>満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上</li> </ul>                        |    |
| 2  | 保育従事者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者(指定研修を修了した保育士等)</li> <li>・家庭的保育補助者(指定研修を修了した者)</li> </ul>                             |    |
| 3  | 職員数        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児3人につき家庭的保育者1人<br/>(家庭的保育補助者を置く場合には、乳幼児5人につき保育者2人)。</li> <li>・嘱託医、調理員を置くこと。</li> </ul>    |    |
| 4  | 保育時間       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間等を考慮し、事業者が定める。</li> </ul>  |    |
| 5  | 保育内容       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。</li> </ul>                           |    |
| 6  | 保護者との連絡    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、保護者の理解及び協力を得るよう努める。</li> </ul>                                     |    |

保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する項目については、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業にも準用される。

## 4. 小規模保育事業 小規模保育事業A型

| 項目 |       | 内容  | 備考 |
|----|-------|---|----|
| 1  | 設備    | 保育室等  |    |
|    |       | 屋外遊戯室   |    |
|    |       | 耐火基準  |    |
| 2  | 保育従事者 | ・保育士<br>保健師又は看護師を1人に限り保育士としてみなすことができる。  |    |
| 3  | 職員数   | ・以下の配置に加え、1人以上配置すること。<br>0歳児 おおむね3人につき1人<br>1・2歳児 おおむね6人につき1人<br>3歳児 おおむね20人につき1人<br>4・5歳児 おおむね30人につき1人<br>・嘱託医、調理員を置くこと。 |    |

## 4. 小規模保育事業 小規模保育事業所B型

|   | 項目    | 内容  | 備考 |
|---|-------|---|----|
| 1 | 設備    | ・小規模保育事業所A型と同様  |    |
| 2 | 保育従事者 | ・保育士<br>・保育従事者(指定する研修を修了した者)<br>保育士割合は6割以上とすること。<br>保健師又は看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる。                                       |    |
| 3 | 職員数   | ・以下の配置に加え、1人以上配置すること。<br>0歳児 おおむね3人につき1人<br>1・2歳児 おおむね6人につき1人<br>3歳児 おおむね20人につき1人<br>4・5歳児 おおむね30人につき1人<br>・嘱託医、調理員を置くこと。 |    |

## 4. 小規模保育事業 小規模保育事業所C型

| 項目 |       | 内容  | 備考 |
|----|-------|---|----|
| 1  | 設備    | 保育室等  |    |
|    |       | 屋外遊戯室   |    |
|    |       | 耐火基準  |    |
| 2  | 保育従事者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者(指定研修を修了した保育士等)</li> <li>・家庭的保育補助者(指定研修を修了した者)</li> </ul>                         |    |
| 3  | 職員数   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児3人につき家庭的保育者1人<br/>(家庭的保育補助者を置く場合には、乳幼児5人につき保育者2人)</li> <li>・嘱託医、調理員を置くこと。</li> </ul> |    |
| 4  | 利用定員  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・6人以上10人以下とする。<br/>(施行から5年間、6人以上15人以下とすることができる経過措置あり)</li> </ul>                         |    |

## 5. 居宅訪問型保育事業

|   | 項目          | 内容   | 備考 |
|---|-------------|--|----|
| 1 | 事業内容        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅訪問型保育事業者が提供する保育               <ul style="list-style-type: none"> <li>障害、疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</li> <li>給付施設(保育園等)の撤退、定員減少に伴い、それまでの施設利用者に対する保育</li> <li>児童相談所長等の措置に対応するために行う保育(保育所等に入所出来ない場合)</li> <li>母子家庭等の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合等、居宅訪問型保育の提供の必要性が高いと区が認める者に対する保育</li> </ul> </li> </ul> |    |
| 2 | 事業者の要件      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内近郊において、1年以上保育施設(自治体に届出を行っていること)を運営している法人であること。</li> <li>・上記保育施設から、保育に関する支援、連携を受けられること。</li> </ul>  |    |
| 3 | 設備          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所には、事業運営のために必要な広さを有する専用区画を設け、必要な設備及び備品を備えること。</li> </ul>   |    |
| 4 | 保育従事者       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育士、助産師、保健師、看護師の資格を持つ家庭的保育者(指定研修を修了した保育士等)</u>で、かつ保育経験がある者</li> </ul>   |    |
| 5 | 職員数         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児1人につき保育者1人</li> </ul>   |    |
| 6 | 居宅訪問型保育連携施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容 により保育を受けている乳幼児について、障害、疾病等の状態に応じ、専門的な支援その他便宜の提供を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。</li> </ul>   |    |

## 6. 事業所内保育事業 保育所型事業所内保育事業(利用定員20人以上)

| 項目 |       | 内容  | 備考 |
|----|-------|---|----|
| 1  | 設備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育室等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・0・1歳児:乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上、</li> <li>・2歳以上児:保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> <li>・新耐震基準に基づく建物であること。</li> </ul> </li> </ul> |    |
|    | 屋外遊戯室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳以上児 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・付近の代替地可</li> </ul>  |    |
|    | 耐火基準  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等を2階以上に設ける場合は、必要な設備等の要件に該当すること。</li> </ul>   |    |
|    | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室を設けること。</li> </ul>   |    |
| 2  | 保育従事者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保健師又は看護師を1人に限り保育士としてみなすことができる。</li> </ul>   |    |
| 3  | 職員数   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児 おおむね3人につき1人</li> <li>・1・2歳児 おおむね6人につき1人</li> <li>・3歳児 おおむね20人につき1人</li> <li>・4・5歳児 おおむね30人につき1人</li> <li>・ただし、常時2人を下回ってはならない。</li> <li>・嘱託医、調理員を置くこと。</li> </ul>                          |    |
| 4  | 連携施設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等と同様に、連携施設を確保すること。</li> </ul>  |    |

## 6. 事業所内保育事業 小規模型事業所内保育事業(利用定員19人以下)

|   | 項目    | 内容  | 備考 |
|---|-------|---|----|
| 1 | 設備    | ・小規模保育事業所A型と同様  |    |
| 2 | 保育従事者 | ・保育士<br>・保育従事者(指定する研修を修了した者)<br>保育士割合は6割以上とすること。<br>保健師又は看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる。                                       |    |
| 3 | 職員数   | ・以下の配置に加え、1人以上配置すること。<br>0歳児 おおむね3人につき1人<br>1・2歳児 おおむね6人につき1人<br>3歳児 おおむね20人につき1人<br>4・5歳児 おおむね30人につき1人<br>・嘱託医、調理員を置くこと。 |    |

## 事業所内保育事業における利用定員(参酌基準)

・事業所内保育事業者は、下表左欄の利用定員数の区分に応じて、それぞれ右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて区が定める乳幼児数以上の定員枠(地域枠)を設けなければならない。

| 内容     |         | 備考 |
|--------|---------|----|
| 利用定員数  | 地域枠の定員数 |    |
| 3～5人   | 2人      |    |
| 6人・7人  | 3人      |    |
| 8～10人  | 4人      |    |
| 11～15人 | 5人      |    |
| 16～20人 | 6人      |    |
| 21～25人 | 7人      |    |
| 26～30人 | 8人      |    |
| 31～40人 | 12人     |    |
| 41～50人 | 15人     |    |
| 51～60人 | 20人     |    |
| 61～70人 | 25人     |    |
| 71人以上  | 25人     |    |

# < 参考資料 > 地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を区市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とすることとしている。

小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施 C型は6～10人以下(経過措置あり)

家庭的保育事業(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施

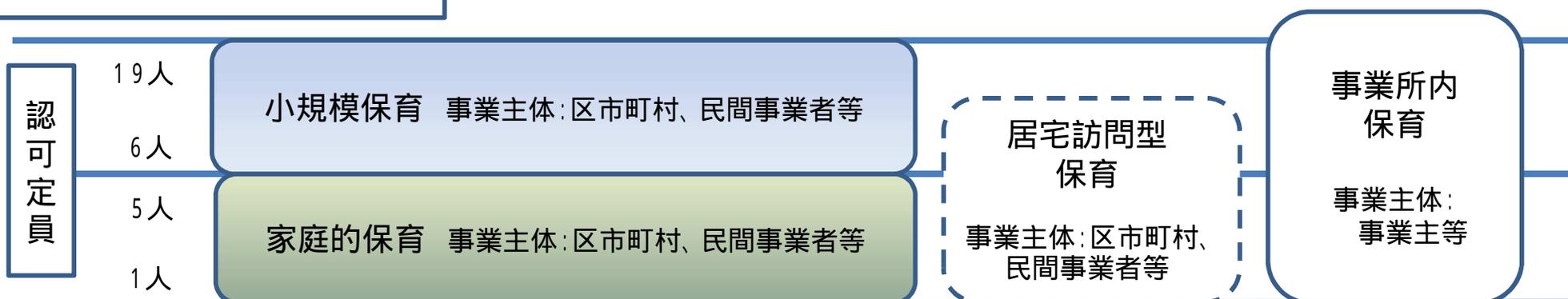
居宅訪問型保育事業

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施

事業所内保育事業

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

## 地域型保育事業の位置付け



## 保育の実施場所等

保育者の居宅その他の場所、施設  
(右に該当する場所を除く)

保育を必要とする  
子どもの居宅

事業所の従業員の子ども  
(従業員枠)  
+  
地域の保育を必要とする  
子ども(地域枠)

## (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める

その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする

こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。

地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、区市町村が条例として策定する必要がある。

国が定める基準について

) 「従うべき基準」 ……「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められない。その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

職員の資格、員数

乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

) 「参酌すべき基準」 ……「参酌すべき基準」を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

上記以外の事項

## (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定に係る世田谷区の基本的な考え方

現在の区における類似事業等の基準が国が定める基準より高い場合には、保育の質の確保の観点から、現在の区の基準を、国の基準の方が高い場合には国の基準を、新規事業等の基準については、国の基準を基本としつつ、子ども子育て部会等での議論を勘案して定める。